淀川労務協会ＦＡＸ通信

2022-6

Yodogawa Labor Management Society／Fax Information

〒532-0011 大阪市淀川区西中島３丁目８番２号ＫＧビル１０Ｆ
TEL (06)6838-1711　FAX (06)6838-1789
Email　info@yodogawaroukyou.gr.jp
URL　http://www.yodogawaroukyou.gr.jp

たいせつにします プライバシー
20000963(08)

Twitter では人事労務ニュースを随時配信しております。ぜひフォローお願いします。

Monthly Hot News

2022年６月に改正公益通報者保護法が施行されました

改正法の主な内容（一部抜粋）

【事業者がとるべき措置】

➢ 事業者に対し、**内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等を義務付け**
※中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務

・ **内部公益通報受付窓口の設置等**
　内部公益通報受付窓口を設置し、当該窓口に寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。

・ **公益通報対応業務従事者の定め**
　内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。

・ **公益通報対応業務の実施に関する措置**
　内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。そして、当該調査の結果、通報対象事実に係る法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置をとる。また、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとる。

・ **労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置**
　法及び内部公益通報対応体制について、労働者等及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う。また、**従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。**

・ **是正措置等の通知に関する措置**
　書面により内部公益通報を受けた場合において、当該内部公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部公益通報を行った者に対し、速やかに通知する。

✓ **内部調査等に従事する者又は従事していた者に対し、通報者を特定させる情報の守秘が義務付けられ、同義務違反に対する刑事罰（30万円以下の罰金）が導入されます。**

✓ **実効性確保のために行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）が導入されます。**

【通報者保護の拡充】

➢ **保護される人**
（現　行）労働者
（改正後）労働者に加え退職者（退職後1年以内）や、役員（原則として調査是正の取組を前置）を追加

➢ **保護される通報**
（現　行）刑事罰の対象
（改正後）刑事罰の対象に加え行政罰の対象を追加

➢ **保護の内容**
（現　行）なし
（改正後）通報に伴う損害賠償責任の免除を追加

2022年７月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

2022 年 6 月末までとされていた現在の特例措置等を 2022 年 9 月末まで継続することとし、2022 年 7 月以降の特例措置(※)の助成内容も公表となりました。(※)厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

判定基礎期間の初日		2022年3月～6月	2022年7月～9月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合(※3))

(※1)緊急事態宣言区域、まん延防止等重点措置対象地域において、営業時間の短縮等に協力する事業主(解除月の翌月末まで)。

(※2)生産指標が最近 3 か月の月平均で前(々)年又は 3 年前同期比 30%以上減少の全国の事業主。なお、2022 年 4 月 1 日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、毎月業況を確認。

(※3)原則的な特例措置、地域・業況特例のいずれについても、2021 年1月 8 日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

※2022 年 10 月以降の取扱いについては、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、8 月末までに改めて公表する予定とされています。

コロナ特例が長期間にわたり継続される中、平均賃金額は初回に算定したものを継続して活用していることから、**賃金総額を最新の額(※)に変更して平均賃金額を計算**することとなります。

(※)労働保険の2021年度の確定保険料の算定に用いる賃金総額。または、2021年度または2022年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載の額。

- 労働保険確定保険料の算定に用いる賃金総額で計算する場合
  必要書類：受付印のある労働保険確定保険料申告書写し
  (労働保険事務組合に委託している場合「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」)
  適　　用：2021年度の労働保険にかかる確定保険料申告書の受理日以降の最初の申請から適用
- 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書で計算する場合
  必要書類：領収日付印のある給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書写し
  適　　用：2022年6月1日以降の最初の申請から適用

賞与に対する保険料の計算方法について ～届出は支給の有無に関わらず必要です

(1) 社会保険料（協会けんぽ・厚生年金保険の場合）の計算方法（本人負担分）

被保険者それぞれの総支給額の 1,000 円未満を切り捨てた額に、健康保険(※大阪府の場合)5.11%(介護保険該当者は 5.93%)、厚生年金 9.15%を乗じた額です。保険料計算対象額の上限は、健康保険 573 万円(4 月 1 日から翌 3 月 31 日の累計)、厚生年金 150 万円(1 回ごと)です。

組合管掌・基金等にご加入の事業所様に関しましては、料率が異なりますのでご注意ください。

(※)健康保険(協会けんぽ)の保険料率は、都道府県別に決められた料率(例：大阪 5.11%　京都 4.975%　兵庫 5.065%　奈良 4.98%　滋賀 4.915%)での計算になります。
(介護保険該当者は、介護保険料率【全国一律で 0.82%】を加算してください)
※介護保険該当者とは介護保険第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)です。
また、健康保険対象額の累計方法については、転職した場合は申し出により通算されます。

(2) 雇用保険料の計算方法（本人負担分）

被保険者それぞれの総支給額に 3/1,000（建設の事業は 4/1,000）(※)を乗じた額です。

(※)支給対象期間の末日が 10 月 1 日以降の場合 5/1,000（建設の事業は 6/1,000）

(3) 被保険者負担分に１円未満の端数がある場合

50 銭以下を切り捨て、50 銭 1 厘以上は切り上げて 1 円となります。

（ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合は、特約に基づき端数処理をして下さい）